電動車いす（シニアカー）は歩行者の仲間です!!

○歩道のある道路では必ず歩道を通行しましょう

歩道のある道路では、歩道を通行してください。通行するときは、周りの歩行者や自転車に注意しましょう。電動車いすは、一般の歩行者から見ると「強い存在」となることもあります。譲り合いの気持ちを持って通行してください。
歩道が途切れたところや歩道と車道の境に高低差のあるところでは段差などにも気をつけましょう。

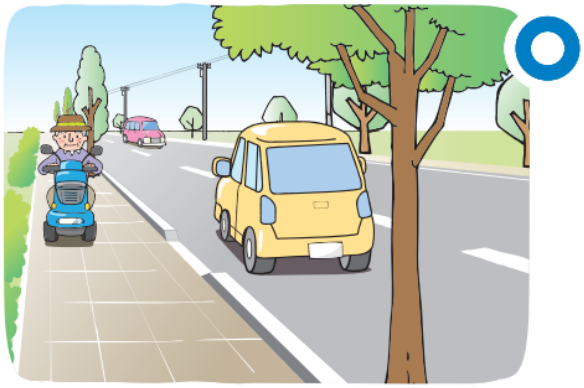

○歩道も路側帯もない道路では右側を通行しましょう

歩道も路側帯もない道路では、道路の右側を通行してください。通行するときは、自動車には特に気をつけましょう。
進行方向に障害物があるときは、一旦停止して前後の安全を確認して通行します。自動車などが近づいているときも、一旦停止して自動車が通過するのを待ち、前後の安全を確認してから通行してください。

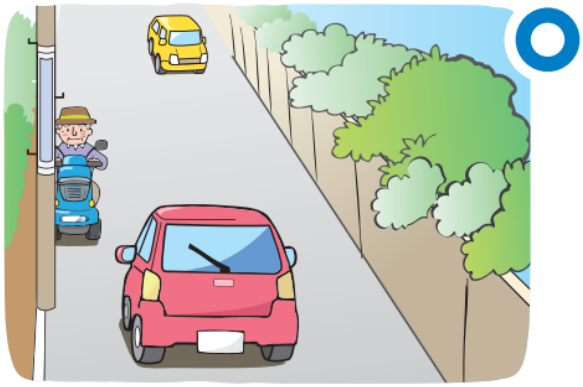

○歩道がない道路では右側の路側帯を通行しましょう

歩道のない道路では、路側帯を通行してください（路側帯は右側通行です）。通行するときは、周りの歩行者や自転車に注意するだけでなく、自動車にも注意しましょう。

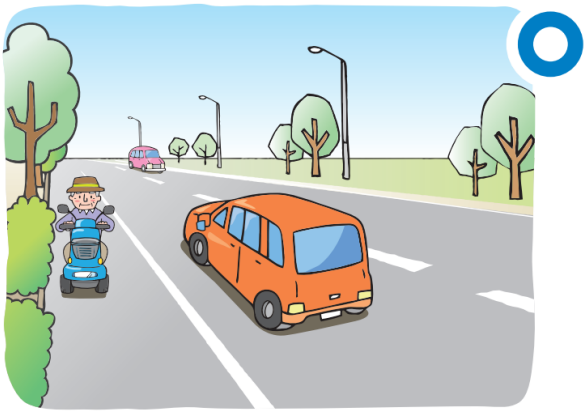

○道路の中央を通行してはいけません

道路の中央寄りは通行してはいけません。事故が起こる可能性が高く、大変危険です。必ず歩道や路側帯、道路の右側を通行してください。

電動車いす等は運転免許がなくても運転でき、道路交通法上、歩行者の扱いとなります。
交通ルールやマナーを守り、自動車にはもちろん、周りの歩行者や自転車にも注意をしましょう。
身の周りに電動車いす等を使用している方がいる場合は、正しい交通ルールについて話しあうなど、家庭内での交通安全意識を高めていただきますようお願いします。

作成：市民協働課交通防犯対策係（0463-94-4715）
出典：電動車いす安全利用の手引き（電動車いす安全普及協会）
R6.10